

「令和7年度特定廃棄物選別・封入施設新築工事」の質問回答書

No.	区 分	ページ	条 項	質 問	回 答
1	特記仕様書	1	1－2	「市場単価、物価資料の掲載単価を採用する」との記載がありますが、適用する単価月は、令和7年9月と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	現場説明事項書	2		交通誘導員（B）：想定208人について公道から敷地へ出入るするゲートに稼働日あたり1名を配置する想定かと思われますが、常時配置するためには2名が必要と考えます。（休憩、昼食、早出残業、熱中症対策などによる交代要員として）その場合、設計変更の対象となるでしょうか。	交通誘導員の交代要員は想定しておりません。 昼休憩時間に関しては工事車両の出入りは無いものと考えております。 熱中症対策のための交通誘導員の交代要員については必要時のみ協議対象とします。
3	現場説明事項書	2		除染電離則に関わる安全費30人、との想定に関連して、敷地内は除染されているのでしょうか。また、掘削で発生する土壌に、放射性物質濃度が10,000Bq/k gを超える土壌が含まれている、との想定でしょうか。	敷地は建築物の解体跡地となり「除染済」と同等と考えております。 根切土砂は建築物基礎解体後の埋戻し土砂であるため、10,000Bq/kg超の土砂の発生は想定しておりません。 除染電離則に関わる安全費は施工箇所が帰還困難区域内にあることから、特別教育が必要な作業員が入場する場合を想定し計上しているものです。
4	現場説明事項書	2	2（5）	建設市況において、設備機器のうちキュービクル納期が10ヵ月程度要するものと認識しており、工期への影響を大変危惧しております。 現場説明事項書に別途協議頂ける旨、記載頂いておりますが、懸念事項として記載させて頂きます。 設備機器の納期等の影響により工期内に完成させることが困難であった場合、完成可能な時期に合わせて、着工時期を含めた工期の変更や、付随する経費等の費用精算も今後、検討・ご協議いただける認識でよろしいでしょうか。	協議対象とします。
5	現場説明事項書	2	3施工方法（2）	「敷鉄板等による養生は当初計上しておりません」とあり、外構図（A-31）においても下層路盤（既存）とあります、現状は、舗装以外の部分は下層路盤となる砕石が敷かれていると考えてよろしいでしょうか。	舗装面以外は再生砕石相当で覆われております。
6	現場説明事項書	3		「本工事に伴う仮設用地は管地を使用できるもの・・・」との記載がありますが、その場所、広さ、現場からの距離など当該官地に関する開示可能な情報を提供して頂けないでしょうか。	本工事に伴う仮設用地については、本回答に添付する図面のとおりとします。 なお、仮設用地が不足する場合は別途協議とします。
7	現場説明事項書	3	3工程関係（1）	「別途発注の他工事は、本工事の施工及び工程等に支障ないものと考えています」とありますが、施工中に他工事による敷地内への廃棄物等の搬入はないと考えてよろしいでしょか。	貴見のとおりです。
8	現場説明事項書	4	週休2日の実施	市場単価の週休2日補正については「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（令和7年3月25日）」による補正率と考えてよろしいでしょうか。	市場単価の週休2日の補正については「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号）によるものとします。

9	現場説明事項書	4	週休 2 日の実施	労務費の補正「1.04」と記載がありますが、令和7年度の補正值は「1.02」ではないでしょうか。	労務費の補正については福島地方環境事務所のホームページで公表している「週休2日制工事の試行実施要領」に基づき、「1.04」としております。 ※参考URL：https://fukushima.env.go.jp/content/000263369.pdf
10	入札説明書	2	6)	特別調査及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について、公表願います。	特別調査については、令和7年4月以降に公告をおこなった工事に適用する資材単価が福島地方環境事務所のホームページに公表されおります。 見積徴収結果を受けて採用する見積については、令和7年11月10日（月）までに競争参加資格確認申請者あてに通知します。
11	入札説明書	14		7. 競争参加資格の確認等（3）イに記載の「主任技術者の従事期間に関する資料等」について、「工事实績情報システム（CORINS）」を提出することによりでしょうか。	貴見のとおりです。
12	金抜き設計書	2		建設発生土運搬0.3km以下となっていますが、具体的に建設発生土の置き場所はどこを想定されているのでしょうか。	本工事で発生する土砂仮置場の位置については、本回答に添付する図面のとおりとします。
13	図面	A-10		敷地内北側の駐車場エリアを詰所（事務所）設置、駐車場、資材仮置き場として使用することは可能でしょうか。部分的に使用可能な場合はそのエリアを明示して頂けないでしょうか。	敷地内北側の旧駐車場エリアについては、本回答に添付する図面のとおり使用不可とします。
14	図面	E-03		受変電設備 コンデンサ・リアクトルの仕様が不明です。どちらも油入と考えてよろしいでしょうか。	どちらも油入りで考えております。
15	図面	E-23 E-25 E-27		各棟に「○消」のマークが散見されます。消火器と思われますが、仕様が不明です。別途と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。本工事の場合、消火器の種類、容量等仕様をご教示ください。	図面「A-13」「A-15」「A-17」に凡例が表記されております。
16	図面	E-23 E-25 E-27		各棟の壁面に「□→」や出入り口に「■」が散見されます。誘導標識と思われるのですが、仕様が不明です。別途と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。本工事の場合、誘導標識の型式・仕様をご教示ください。	No. 15に同じ。
17	見積価格書に関する依頼書	1		「数量・単価等の設定根拠を備考欄に記載のこと。」と記載があります。備考欄への記載は数量を変更する場合に記載すると考えてよろしいでしょうか。	【様式－2】見積提出様式で設定している数量については変更はしないでください。 見積価格書作成時に、【様式－2】見積提出様式で空欄となっている数量・単価を記入してください。その際、数量・単価を設定した根拠を下記の記載例を参照して記載をするようにしてください。 単価の設定根拠記載例：帰還困難区域内自社設定単価、物価資料掲載単価、週休2日補正を考慮した労務単価等 数量の設定根拠記載例：自社実績による、過年度同工事实績による、標準積算歩掛を準用等
18	見積書書式			書式に「参考」と記載があります。書式内数量は参考であり、入札時には数量に差異があれば、修正し根拠を記載すると考えてよろしいでしょうか。	予定価格の算定にあたっては、見積徴収結果を受けて採用した見積をもとに積算をしています。
19	工事請負契約書	13	第26条3	「物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める」とありますが、具体的に基準値はどの指数を想定していますでしょうか。また、単品スライド、全体スライド等、どのように想定していますでしょうか。	契約書第26条第1項のとおりです。 なお、工期が12月に満たないため、全体スライドの対象ではありません。
20	工事請負契約書	13	第26条	物価改定における物価指数等について、起算日は見積提出日（令和7年10月17日）と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	契約締結の日となります。

質問回答添付図

